

報道機関各位

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 在宅保育のお願いについて通知しました

昨日、国からの全国の小中学校等の臨時休校の要請がありましたが、保育園については一斉臨時休園の対象とはしていません。町保育園では、お預かりを継続しますが、保育園での集団保育の感染リスクもあることから、保育園保護者の皆様に在宅保育をお願いする通知を配布しました。

通知日 令和2年2月28日（金）

通知内容

- ・組の子どもたちへの新たな感染対策について
- ・町保育園でのお預かりの考え方について
- ・在宅保育が可能な場合について
- ・保育料・副食費について

配布文書 別紙のとおり

添付資料 有 無

子ども未来課 子育て支援係
(課長) 唐澤 勝浩 (担当) 前島 昌子
電 話 : 0265-79-3111 (内線) 125・163
F A X : 0265-79-0230
E - mail : kodomo@town.minowa.lg.jp

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！



お得な特典満載の
みのわファンクラブ
会員募集中！

保育園保護者 様

箕輪町長 白鳥政徳

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅保育について (依頼)

昨日、「新型コロナウイルス感染症」に対する、町の感染症拡大防止対応や、各家庭での健康管理や感染予防について、文書とメールでお願いをさせていただいたところですが、報道のとおり、国は昨日夕方、子どもに対する新たな感染防止対策を示しました。

このことから、町内保育園における感染防止を図る観点から、下記のとおり可能な限り在宅保育をお願いしてまいりたいと思いますので、趣旨をご理解のうえご検討をお願いいたします。

記

1 国の子どもへの新たな感染対策について

昨日からの報道でご承知と思いますが、国は子どもへの感染拡大を防止するため、全国全ての小学校・中学校・高校・特別支援学校に対し、3月2日から春休みまで臨時休校するよう要請をしております。

なお、厚生労働省は、保育園は共働き世帯が多く影響が大きいことから、一斉臨時休園の要請対象とはせず、保育所の園児や職員が罹患した場合や地域で感染が拡大している場合には臨時休園の検討を求めています。

2 町保育園でのお預かりの考え方について

町では、共稼ぎなどで保育が必要な家庭のお子さんのお預かりは継続してまいります。しかし、感染経路が特定できないケースも発生している状況下において、小中学校等と同様に保育園の集団生活における感染リスクの観点から、ご家族・ご親族など、各家庭でお子様を在宅で保育できる場合は家庭での在宅保育をお願いいたします。

3 在宅保育が可能な場合について

3月2日から31日までの間の中でお子様を在宅で見られる方は、通園されている保育園まで、在宅が可能な期日をご連絡ください。

4 保育料・副食費について

この対応による欠席は病欠扱いとし、3月分の保育料や副食費は登園日数により減額となります。